

千葉市公告第825号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年9月25日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

不法投棄防止監視カメラ賃貸借（長期継続契約）

(2) 設置場所

千葉市内の本市の指定する場所

(3) 賃貸借期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで（納入期限は令和5年10月31日）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格者名簿の審査を受け、業種（大分類）を「リース」に、業種（中分類）を「電気・通信機器」又は「その他」で「防犯カメラ」で登録していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(4) 平成30年度から令和4年度までの間に、同様の業務を履行した実績を有すること。

### 3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部収集業務課

電話 043-245-5249

### 4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 申請書等の配布 公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間 公告の日から令和5年10月2日（月）まで

(3) 提出方法 入札参加資格確認申請書等は、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、前記3の契約事務担当課宛てに、令和5年9月29日（金）までに書留郵便にて必着のこと。

### 5 入札説明書の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

### 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和5年10月13日（金）午前11時00分（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所（新庁舎）6階 M会議室601

(3) 入札方法

入札金額は、契約初年度（令和5年11月1日から令和6年3月31日まで）に要する金額の税抜額を記載すること（期間全体の総額ではないので注意すること。）。また、入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

（参考：入札金額＝月額単価の税抜額×5か月）

(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項の規定に該当する場合は、免除とする。なお、同条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、

著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

## 7 その他

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市環境局資源循環部収集業務課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。